

東京都後期高齢者医療広域連合長

## 年度 後期高齢者医療保険料(変更)決定通知書

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
性別		生年月日	
住所			
決定年月日		保険料額	円
決定(変更)理由			

\* 保険料額は、東京都広域連合内においての保険料額です。このため東京都内で転居された方は原則として複数の市区町村にお支払いいただくことになります。

保険料計算の基礎内訳（算定方法は最終項をご覧ください）

区分	①保険料計算の もととなる所得	②所得割率	③所得割額 (①×②)	④均等割額	⑤算出額 (③+④)	⑥限度額を 超える額
	円	%	円	円	円	円
	円	%	円	円	円	円
区分	⑦所得割輕減額 均等割輕減割合	⑧均等割輕減額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	⑨年間保険料額 (⑤-⑥-⑦-⑧)	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ (⑨+⑩-⑪-⑫-⑬)
	円	円	円	月数	円	円
	円	円	円	月数	円	円

※100円未満切捨て

区分	⑪均等割額	均等割輕減割合	⑫均等割輕減額	⑬年間保険料額 (⑪-⑫)	月数	⑭月割減額	⑮減免額
	円		円	円	月数	円	円
	円		円	円	月数	円	円

## 年度 後期高齢者医療保険料納入通知書（兼特別徴収（開始・変更・中止）通知書）

豊島区長

年度分の後期高齢者医療保険料額を次のとおり徴収することに決定（変更）しましたので通知します。

決定（変更） 理由	
徴収決定年月日	
豊島区に納付 する保険料額	円

あなた様の納付方法は下記のとおりです。

納付方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 年金給付額	
備考	

【期別保険料額】					
期別・月	普通徴収		特別徴収		納期限
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計					

◆納付義務者は被保険者本人です。ただし、普通徴収の方法によって徴収しようとする場合は「世帯主」および「配偶者」が連帯納付義務を負います。

◆（特別徴収の方）世帯の構成や所得に変更がない場合、翌年度の仮徴収額（4、6、8月に仮で引き落とす予定の額）は2月の金額と同額です。変更となる場合は別途通知書を送付します。

◆納期限は各月末日です（金融機関が休みのときは、翌営業日）。なお、口座振替は納期限が引落し日になります。

#### ◆保険料の計算方法（令和7年度）

\*後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき、賦課されたものです。

\*保険料の算出方法は以下のとおりです。

年間保険料額=均等割額+所得割額（80万円が限度額です。）

均等割額=47,300円（表面④）

所得割額=賦課のもととなる所得金額（※）× 所得割率（9.67%）（表面③）

なお、年度の途中に保険料の納付義務が発生・消滅又は資格の取得・喪失があるときは月割りにて算定します。

\* 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません。）。

#### \*保険料の軽減（均等割額）

世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額が以下のいずれかに該当する場合、均等割額から次の額が軽減されます。

43万円+10万円×（年金又は給与所得者数-1）以下・・・14,190円（7割軽減）

43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×（年金又は給与所得者数-1）以下・・・23,650円（5割軽減）

43万円+56万円×被保険者数+10万円×（年金又は給与所得者数-1）以下・・・37,840円（2割軽減）

#### \*保険料の軽減（所得割額）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が以下のいずれかに該当する場合、所得割額に次の割合を乗じた額が軽減されます。

15万円以下・・・50%

20万円以下・・・25%

\*後期高齢者医療制度に加入する前日において会社等の健康保険（国保・国保組合を除く）の被扶養者であった方に対する軽減

該当する場合、所得割が課されず、均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。ただし、上記「保険料の軽減（均等割額）」にも該当する方については、いずれかの大きい方の額が軽減されます。

\*上記に記載した内容は、令和7年度の保険料に関するものです。令和6年度までの保険料については、保険料の算定、軽減措置等が異なる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◆保険料の納付が難しいときは、お早めにご相談ください。保険料を納期限までに納付しなかった場合は、督促状が送付されます。未納が続くと法律に基づいて財産調査を行い、差押え等の滞納処分を行う場合があります。

◆災害等で生活が著しく困窮し、保険料の納付が難しくなった場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

#### ◆不服の申立

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。

処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、保険料の賦課決定については東京都後期高齢者医療広域連合、納入通知書については豊島区を被告として（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長、豊島区を代表とする者は豊島区長となります。）訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

①審査請求があつた日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

#### お問い合わせ先

豊島区 高齢者医療年金課 後期高齢者医療グループ 〒 171-8422 豊島区南池袋2丁目45番1号  
TEL (平日 午前8:30～午後5:00) FAX